○　件名
　地理的表示メールマガジン第191号（令和5年11月22日）

○　文面

◇◇◇

　昨日、「仙台せり」の登録の申請の公示を行いました。
地理的表示法では、登録申請を受理したときにその登録申請の内容を公示するとともに、登録申請の公示をしてから3か月間の第三者からの意見書提出期間を設けています。
　公示期間終了後、申請産品は、学識経験者の意見聴取を経て、大臣により登録を受けます。

　現在、申請の公示中の産品は以下のとおりです。
　※申請番号、主な名称、公示日のみを記載しています。

●第229号
仙台せり
令和5年11月21日

●第269号
淡路島3年とらふぐ
令和5年10月20日

●第267号
備前黒皮かぼちゃ
令和5年9月15日

●第242号
ぐしちゃんピーマン
令和5年9月15日

●第250号
大野豆
令和5年9月1日

　これまでの申請の公示等情報はホームページでご確認ください。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

---

（編集後記）ふるさと納税でＧＩ産品はいかがでしょうか
　最近、ふるさと納税で長野県のＧＩ産品「市田柿」をいただきました。
ちょうどよい甘さで、いくらでも食べられそうでしたが、もったいないので大事に少しずつ食べたいと思います。
　市田柿とバターを使ったミルフィーユ菓子も絶品でした。干し柿とバターの相性の良さに、こんなにもおいしいものがあったのかと驚きました。
　ＧＩは地域と結びついた産品のため、ふるさと納税サイトでも購入できるものもございます。ぜひ探してみてくださいね。（Y）

※編集後記は地理的表示（ＧＩ）担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

GIGIGIG

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら
https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html

GIGIGIG